

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

平成25年4月から導入された計画段階環境配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、位置等の複数案をできる限り設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。また、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容は、その後の手続において効果的に活用されることが重要となる。

このため、都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。
- (2) 事業実施想定区域の位置を決定した経緯及び計画段階環境配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯について、その内容をわかりやすく示すこと。
- (3) ごみ処理量が減少傾向で推移していることなどを踏まえ、必要に応じて施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させていくこと。

2 大気質、騒音及び振動

工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートについて、道路沿道環境への影響に配慮して設定した上で、適切な調査計画とすること。

3 土壌

事業実施想定区域の北側隣接地において、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壌汚染が確認されていることから、適切な調査計画とすること。

4 景観

事業実施想定区域の近隣地において、(仮称)地域交流センターの建設が計画されていることから、煙突の高さ及び施設の配置だけでなく、煙突の位置及び施設の形状、色彩にも配慮した計画とすること。

5 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。